平成27年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、市が管理する道路、河川等(以下「管理道路等」という。)において、地域住民等が公共の場を養子に見立て、市民が里親となり里子を我が子のように愛情をもって育てるような維持管理活動を市が支援する制度(以下「アダプト・プログラム」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

- 第2条 アダプト・プログラムにおいて支援の対象となる活動団体は、市管理道路等に おいて清掃、緑化作業等の美化活動及び除草、除雪等の維持活動(以下「美化・維 持活動」という。)を行う団体(以下「対象団体」という。)とする。
- 2 前項の美化・維持活動を行うに当たっては、対象団体は、年2回以上の活動(1回 の活動参加人数は5人以上)を実施するものとする。

(参加申込)

- 第3条 アダプト・プログラムに参加しようとする対象団体(以下「申請者」という。) は、大仙市アダプト・プログラム参加申込書(様式第1号)により、市長に申し込むものとする。
- 2 市長は、申請者を対象団体として適当と認めたときは、大仙市アダプト・プログラム協働パートナー(以下「パートナー」という。)に認定し、及び大仙市アダプト・プログラムに関する協定を締結し、大仙市アダプト・プログラム協働パートナー認定証(様式第2号)を交付するものとする。

(市の役割)

- 第4条 市は、アダプト・プログラムにおいて、次に掲げる支援を行うものとする。
 - (1) パートナーの名称等を記載した表示板の協定区域内への設置
 - (2) ホームページ等におけるパートナーの活動内容等の紹介
 - (3) その他市長が必要と認めること。
- 2 市は、前項の支援のほか、パートナーに対して必要な指導、助言又は勧告をするものとする。

(活動計画)

第5条 パートナーは、大仙市アダプト・プログラム年間活動計画書(様式第3号)及び大仙市アダプト・プログラム活動実施計画書(様式第4号)により、事前に市長に活動計画を提出するものとする。

(実績報告)

第6条 パートナーは、大仙市アダプト・プログラム活動実績報告書(様式第5号)に

- より、年間の活動実績を市長に報告するものとする。
- 2 前項の活動実績報告書の提出は、活動年度の3月31日まで提出するものとする。 (事故等の報告)
- 第7条 パートナーは、美化・維持活動中に事故が発生したときは、直ちに市に連絡するとともに、大仙市アダプト・プログラム事故発生報告書(様式第6号)により、市長に報告するものとする。

(変更等の届出)

第8条 パートナーは、美化・維持活動の内容等を変更しようとするときは、事前協議を行った上で活動年度の4月30日又は活動を実施しようとする日の2週間前の日のいずれか早い日までに、大仙市アダプト・プログラム協定変更届出書(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(協定の解除)

- 第9条 協定の解除を希望するパートナーは、大仙市アダプト・プログラム協定解除届 出書(様式第8号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、パートナーが協定書に定める義務を果たしていないと認めたとき又はパートナーとしてふさわしくないと認めたときは、協定を解除するものとし、速やかに 参加団体に通知するものとする。

(優遇措置)

第10条 アダプト・プログラムに参加し美化・維持活動が行われている区域については、大仙市道路整備に関する指針(平成27年4月1日制定)第3章の1の優先順位評価の考え方における同章の5の現道の評価基準において、社会貢献活動を実施しているものとして評価するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、アダプト・プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。